

新潟市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育長訓令第1号

新潟市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市教育委員会事務専決規程（平成19年新潟市教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表1（1）に次のように加える。

<p>6 要綱を制定し，又は改廃すること（市民の権利及び自由の制限に係る行政指導についての制度を定める要綱及び予算の執行に係る要綱を除く。）。</p>	<p>教育次長</p>		
---	-------------	--	--

別表2 教育総務課の表3の項中「学校教育職員を除く。」を「新潟市教育委員会組織規則（平成19年新潟市教育委員会規則第6号）第4条教育総務課の項第13号で規定する職員に限る。以下同じ。」に改め，同表教育総務課の表4の項中「任免」の次に「及び賃金額を決定」を加え，同表教育総務課の表7の項中「教育次長及」を「教育次長」に改め，同表教育総務課の表19の項から25の項を削り，同表教職員課の表を次のように改める。

教職員課				
項目	教育次長	課長	担当課長	
1 学校管理の計画及び実施をすること	重要なもの	軽易なもの		
2 教職員（新潟市教育委員会組織規則（平成19年新潟市教育委員会規則第6号）第4条教職員課の項第1号で規定する教職員に限る。以下同じ。）の任免その他の人事に関する証明をすること		○		

3 校長及び園長（以下「校長等」という。）の県外出張を承認すること	○		
4 校長等の年次有給休暇及び特別休暇を承認し、又は欠勤の届を受理すること	○		
5 校長等の療養休暇を承認すること（公務上のもの及び10日以上のもを除く。）	○		
6 教職員の療養休暇を承認すること	校長等	その他の教職員	
7 教職員の介護休暇を承認すること	校長等	その他の教職員	
8 教職員の組合休暇の許可をすること		○	
9 教職員の育児休業等を承認すること		○	
10 教職員及び職員の職員手当（管理職手当を除く。）に関する認定又は裁定をし、支給を決定すること			○
11 教職員及び職員の退職手当に関する認定又は裁定をし、支給を決定すること			○
12 教職員及び職員の児童手当に関する認定をし、支給を決定すること			○
13 教職員及び職員の雇用保険、厚生年金その他の社会保険に関する事務を処理すること			○
14 教職員及び職員の公務災害補償等に関する事務を処理すること			○
15 非常勤職員の公務災害補償等を認定し、及びその補償の裁定をすること（新潟市の議会の議員その	○		

他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受ける者に限る。)			
16 教育職員免許法（昭和24年法律第147号） 2条第1項に規定する教育職員（非常勤職員及び短 雇用の臨時職員に限る。）の任免をすること		○	
17 学校に置かれる教務主任等を命ずることの承認 すること		○	
18 教職員の研修計画に関すること	○		
19 学級編成に関する事務を処理すること	○		
20 教職員の派遣について内申すること	○		
21 職員の被服類貸与に関する事務を処理すること			○

附 則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。